（証券コード：8230）
平成27年６月３日

株　主　各　位

福岡市博多区上川端町12番192号
株式会社はせがわ
代表取締役社長　　井　上　　健　一

第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第49期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月22日（月曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年６月23日（火曜日）午前10時
　　（受付開始　午前９時より）
２．場　　所　　福岡市博多区下川端町３番２号
　　ホテルオークラ福岡　４階　平安の間Ⅲ
３．目的事項
　　報告事項　　第49期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
　　事業報告及び計算書類報告の件
　　決議事項
　　第１号議案　定款一部変更の件
　　第２号議案　取締役８名選任の件
　　第３号議案　監査役１名選任の件
　　第４号議案　補欠監査役１名選任の件
　　第５号議案　取締役にストック・オプションとして新株予約権を発行する件
　　第６号議案　使用人にストック・オプションとして新株予約権を発行する件

４．その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.hasegawa.jp/ir/）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類には、当社ウェブサイトに掲載している「個別注記表」も含まれております。

以　上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。又、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

○節電への協力のため、当日、当社の役員及び係員はクールビズにて対応させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

○株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.hasegawa.jp/ir/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

⑴　事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、経済対策・金融政策の効果等から、企業業績の改善が見られるなど緩やかな回復基調が継続したものの、消費税増税前の駆け込み需要の反動による個人消費の落ち込みが見られました。また、新興国経済の減速への警戒感や、円安による輸入品価格の上昇による消費低迷など、先行きは依然として不透明な状況となっております。

宗教用具関連業界においては、近年の商品に関する低価格志向・節約志向と、生活様式や価値観の変化による購入商品の小型化・簡素化の傾向に加え、駆け込み需要の反動の影響が大きく、依然として厳しい環境で推移しました。

当社はこのような情勢のなか、駆け込み需要の反動減への対策として、仏壇仏具事業・墓石事業に関して従来以上に効率的・積極的な販促活動を展開し、業績の確保に努めてまいりました。しかし、前事業年度第４四半期の消費税増税に伴う駆け込み需要と、その反動の影響は大きく、当事業年度の仏壇・墓石の販売基数は前期実績を大幅に下回ることとなりました。また、販売単価については、近年のお客様ニーズの変化による下落傾向は変わらず、仏壇・墓石ともに前期実績を下回る結果となりました。その他、屋内墓苑（搬送式納骨堂）に関しては、当事業年度に新たに２物件の受託販売を開始し、順調に売上高を伸ばしました。

新規出店については、約８年ぶりに２月に１店舗オープンすることができました。

これらの結果、売上高は193億14百万円（前期比10.7％減）となりました。

また、営業利益は10億35百万円（前期比58.0％減）、経常利益は10億25百万円（前期比60.7％減）となり、当期純利益は、４億15百万円（前期比73.0％減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

当社は、宗教用具関連事業について、小売部門では地域別に戦略を立案し、東日本及び西日本に店舗を展開して事業活動を行なっております。

東日本について、効率的・積極的な販促活動の展開とともに、成長へ向けた新規出店も行ないました。しかし、近年のお客様ニーズの変化と前事業年度第４四半期の消費税増税に伴う駆け込み需要の反動により、仏壇・墓石ともに販売基数・販売単価が前期実績を下回り、売上高は144億11百万円（前期比10.9％減）となりました。

西日本についても効率的・積極的な販促活動を展開し、業績の確保に努めてまいりました。しかし、東日本と同様の推移が見られ、仏壇・墓石ともに販売基数・販売単価が前期実績を下回りました。特に仏壇に関しては、近年進行するお客様ニーズの変化が単価下落に与えた影響は大きかったと思われ、西日本地区全体の売上高は36億13百万円（前期比18.4％減）となりました。

寺社関連については当事業年度に屋内墓苑（搬送式納骨堂）の新規物件として、「新宿御苑前聖陵」及び「ゆいの御廟」の計２物件の受託販売を開始したことなどから、売上高は８億89百万円（前期比36.1％増）となりました。

その他関連事業におきましては、売上高は４億円（前期比5.6％増）となりました。

なお、当社の報告セグメント別売上高は次のとおりであります。

区分＼期別			第48期（平成25年４月～平成26年３月）		第49期（平成26年４月～平成27年３月）		前期比増減率
			売上高	構成比	売上高	構成比	
			百万円	%	百万円	%	%
東日本	仏壇・仏具	店舗販売	8,574	39.6	7,734	40.0	△9.8
		企業提携販売	2,103	9.7	2,021	10.5	△3.9
	墓石		5,497	25.4	4,655	24.1	△15.3
	小計		16,175	74.7	14,411	74.6	△10.9
西日本	仏壇・仏具	店舗販売	2,966	13.7	2,382	12.3	△19.7
		企業提携販売	409	1.9	407	2.1	△0.5
	墓石		1,052	4.9	823	4.3	△21.8
	小計		4,428	20.5	3,613	18.7	△18.4
寺社関連			653	3.0	889	4.6	36.1
その他			379	1.8	400	2.1	5.6
合計			21,637	100.0	19,314	100.0	△10.7

⑵ 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は３億42百万円であり、その主なものは、新規出店、既存店舗の改装及びシステム開発等によるものであります。

⑶ 資金調達の状況

当事業年度において当社は、長期借入金30億円を調達いたしました。

⑷ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　分	第 46 期 （平成24年３月期）	第 47 期 （平成25年３月期）	第 48 期 （平成26年３月期）	第 49 期 （平成27年３月期）
売上高	20,664百万円	20,027百万円	21,637百万円	19,314百万円
営業利益	1,973百万円	2,173百万円	2,464百万円	1,035百万円
経常利益	1,762百万円	1,783百万円	2,608百万円	1,025百万円
当期純利益	699百万円	959百万円	1,540百万円	415百万円
１株当たり当期純利益	39円98銭	54円78銭	87円04銭	23円22銭
総資産	20,819百万円	18,281百万円	17,722百万円	17,615百万円
純資産	6,442百万円	7,397百万円	8,928百万円	9,493百万円
１株当たり純資産	366円58銭	419円52銭	495円79銭	522円12銭

⑸ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

⑹ 対処すべき課題

宗教用具関連業界を取り巻く環境は、生活様式や価値観の変化による購入商品の小型化・簡素化の傾向、さらにはそれに伴う単価下落の傾向などが継続しております。また、伝統的形式に縛られない「自分らしい」供養のあり方を求める声も高まっており、多様化するお客様のニーズへの対応が求められております。

墓石販売に関連する動きとしては、都市部への人口集中や高齢化などによりアクセスの良い霊園の需要が高まる一方、都市部を中心に霊園開発に関する規制の強化が進んでいることから、お客様のニーズを満たす霊園が不足しております。こうしたことから、霊園に代わる新たな遺骨収蔵施設として、屋内墓苑（搬送式納骨堂）が注目を集めつつあります。

また、心的ストレスの増大に伴い、心の平穏を取り戻すための商品やサービスへのニーズが一層高まっていると思われる現代の社会情勢には、精神的・心的側面の強い宗教用具という分野に携わってきた当社の強みを活かすことのできるビジネスの可能性が内在していると考えております。

引き続き、今後、既存事業においては、以下のことに取り組んでまいります。

仏壇仏具事業に関しては、既存店については、立地、品揃えなどを分析し、販促等を見直すとともに、新規出店活動も引き続き進めてまいります。また、よりお客様のニーズに合った商品の企画・開発体制の確立に取り組んでまいります。

墓石事業に関しては、「おはかの窓口」を中心に事業認知度向上への取組みを継続して行ない、シェア拡大を目指してまいります。

屋内墓苑（搬送式納骨堂）事業に関しては、既存物件の受託販売業務に注力しながら、新規物件の受託販売のための準備も並行して進めます。複数の物件の受託販売を同時に行なうことで、販促活動の効率化を図るとともに、「屋内墓苑（搬送式納骨堂）」という新しいお墓のあり方を広く認知していただくことを目指してまいります。

また一方で、既存事業とは別に、当社が提案できる商品・サービスの機能をより広い定義で捉え、「心の平和と生きる力」を実現する商品・サービスを開発し、それを社会へ提案・提供していく「新たな心の産業の創出」にも注力してまいります。

⑺ 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社は、主に宗教用具関連事業を行なっております。

⑻ **主要な事業所**（平成27年３月31日現在）

福　岡　本　社　（福岡市博多区）
東　京　本　社　（東京都文京区）
商品センター　（横浜市中区）
営　業　店　114店

セグメント	地区	都道府県名	店舗数
			店
東日本	関東	東京都	21
		神奈川県	24
		千葉県	14
		埼玉県	15
		茨城県	4
		栃木県	2
		群馬県	1
		山梨県	1
		小計	82
	東海	愛知県	4
		岐阜県	1
		小計	5
	セグメント計		87
西日本		福岡県	18
		大分県	4
		佐賀県	2
		山口県	3
	セグメント計		27
合計			114

⑼ **使用人の状況**（平成27年３月31日現在）

セグメント区分	使用人数	対前期末比増減
東日本	473名	4名減
西日本	145名	7名減
寺社関連	59名	20名増
その他	5名	5名減
全社（共通）	106名	19名増
計	788名	23名増

（注）使用人数は就業員数であり、上記の使用人数には臨時使用人（年間平均雇用人員331名）は含まれておりません。

⑽ 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入金残高
	千円
株式会社福岡銀行	1,131,090
株式会社西日本シティ銀行	971,700
株式会社みずほ銀行	911,900

２．会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

⑴ 発行可能株式総数　60,000,000株
⑵ 発行済株式の総数　18,503,376株（自己株式521,112株を含む）
⑶ 株主数　10,992名
⑷ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
長谷川興産株式会社	3,937	21.89
長谷川裕一	2,143	11.92
株式会社西日本シティ銀行	872	4.85
株式会社福岡銀行	677	3.76
はせがわグループ社員持株会	639	3.55
株式会社みずほ銀行	571	3.18
長谷川房生	527	2.93
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS（常任代理人香港上海銀行東京支店）	446	2.48
有限会社法隆	443	2.46
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	315	1.75

（注）１．当社は、自己株式を521,112株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

⑴　当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要（平成27年３月31日現在）

	発行決議の日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	保有者数
監査役	平成23年６月21日	200個	普通株式 20,000株	無償	新株予約権１個当たり 28,600円	平成23年７月１日～平成28年６月30日	発行価額 348円 資本組入額 174円	2名
取締役（社外取締役を除く）	平成24年６月21日	100個	普通株式 10,000株	無償	新株予約権１個当たり 35,500円	平成24年７月１日～平成29年６月30日	発行価額 413円 資本組入額 207円	1名
社外取締役	平成24年６月21日	300個	普通株式 30,000株	無償	新株予約権１個当たり 35,500円	平成24年７月１日～平成29年６月30日	発行価額 413円 資本組入額 207円	1名
監査役	平成24年６月21日	200個	普通株式 20,000株	無償	新株予約権１個当たり 35,500円	平成24年７月１日～平成29年６月30日	発行価額 413円 資本組入額 207円	2名
取締役（社外取締役を除く）	平成25年６月20日	1,700個	普通株式 170,000株	無償	新株予約権１個当たり 62,300円	平成25年７月１日～平成30年６月30日	発行価額 749円 資本組入額 375円	5名
社外取締役	平成25年６月20日	600個	普通株式 60,000株	無償	新株予約権１個当たり 62,300円	平成25年７月１日～平成30年６月30日	発行価額 749円 資本組入額 375円	2名
監査役	平成25年６月20日	300個	普通株式 30,000株	無償	新株予約権１個当たり 62,300円	平成25年７月１日～平成30年６月30日	発行価額 749円 資本組入額 375円	3名
取締役（社外取締役を除く）	平成26年６月20日	2,380個	普通株式 238,000株	無償	新株予約権１個当たり 65,100円	平成26年７月１日～平成31年６月30日	発行価額 791円 資本組入額 396円	6名
社外取締役	平成26年６月20日	300個	普通株式 30,000株	無償	新株予約権１個当たり 65,100円	平成26年７月１日～平成31年６月30日	発行価額 791円 資本組入額 396円	2名
監査役	平成26年６月20日	300個	普通株式 30,000株	無償	新株予約権１個当たり 65,100円	平成26年７月１日～平成31年６月30日	発行価額 791円 資本組入額 396円	3名

⑵　当事業年度中に使用人等に対し職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

	発行決議の日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	交付者数
使用人	平成26年６月20日	600個	普通株式 60,000株	無償	新株予約権１個当たり 65,100円	平成26年７月１日～平成31年６月30日	発行価額 791円 資本組入額 396円	3名

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

氏　　名	地　位　及　び　担　当	重要な兼職の状況
長谷川　房　生	代表取締役会長	
井　上　健　一	代表取締役社長	
江　崎　　徹	取締役副社長 マーケティンググループ長	
川　江　　充	常務取締役 営業支援グループ長	
堀　尾　淳　美	取締役 マーケティンググループ 副グループ長 兼 東京営業部長 兼 商品部担当	
中　谷　泰　文	取締役 寺社聖石グループ長	
青　木　孝　一	取締役	
茶　木　正　安	取締役	
廣　瀬　　稔	常勤監査役	
兼　松　　久	監査役	
田　中　　茂	監査役	

（注）１．代表取締役会長 長谷川 裕一は、平成26年６月20日開催の第48期定時株主総会の終結の時をもって退任いたしました。

２．取締役 堀尾 淳美及び取締役 中谷 泰文は、平成26年６月20日開催の第48期定時株主総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。

３．平成26年６月20日付で、取締役の地位を以下のとおり変更しております。

・代表取締役社長 長谷川 房生は代表取締役社長から代表取締役会長に就任いたしました。

・取締役副社長 井上 健一は取締役副社長から代表取締役社長に就任いたしました。

・取締役 江崎 徹は取締役から取締役副社長に就任いたしました。

・取締役 川江 充は取締役から常務取締役に就任いたしました。

４．取締役 青木 孝一及び茶木 正安は、社外取締役であります。

５．監査役 廣瀬 稔、兼松 久及び田中 茂は、社外監査役であります。

６．監査役 廣瀬 稔及び兼松 久は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

７．監査役 田中 茂は、弁護士の資格を有しております。

８．当社は、監査役 兼松 久を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

（参考）当社は、執行役員制度を導入しております。
各執行役員の氏名及び担当は次のとおりであります。

氏　　名	担　　当
※ 江　崎　　徹	マーケティンググループ長
※ 川　江　　充	営業支援グループ長
※ 堀　尾　淳　美	マーケティンググループ 副グループ長 兼 東京営業部長 兼 商品部担当
※ 中　谷　泰　文	寺社聖石グループ長
榎　本　哲　治	寺社聖石グループ 副グループ長 兼 聖石部長
池　上　達　治	マーケティンググループ 聖石営業部長
新　貝　三四郎	寺社聖石グループ 墓苑開発部長

（注）※印の執行役員は、取締役兼務者であります。

⑵ 取締役及び監査役の報酬等の総額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区　分	支給人員	報酬等の額
取締役	9名	229,437千円（うち社外取締役2名　19,335千円）
監査役	3名	28,525千円（うち社外監査役3名　28,525千円）
合　計	12名	257,962千円（うち社外役員　5名　47,860千円）

（注）1．取締役の報酬限度額は、平成25年６月20日開催の第47期定時株主総会において、年額400,000千円(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議頂いております。
また別枠で、平成26年６月20日開催の第48期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として、年額100,000千円以内と決議頂いております。
なお、使用人兼務取締役の使用人分給与はありません。
2．監査役の報酬限度額は、平成６年６月29日開催の第28期定時株主総会において、年額35,000千円と決議頂いております。
また別枠で、平成26年６月20日開催の第48期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として、年額10,000千円以内と決議頂いております。
3．上記には、平成26年６月20日開催の第48期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。
4．上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額20,026千円(社外取締役を除く取締役７名に対し18,507千円、監査役３名に対し1,519千円(うち社外監査役３名に対し1,519千円))、退職慰労金の功績加算額20,000千円（取締役１名）。
・ストック・オプションによる報酬額42,156千円(取締役８名に対し37,940千円(うち社外取締役２名に対し4,215千円)、監査役３名に対し4,215千円(うち社外監査役３名に対し4,215千円))。

② 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑶ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

イ．取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（22回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
	回	%	回	%
取締役 青木 孝一	21	95	−	−
取締役 茶木 正安	21	95	−	−
監査役 廣瀬 稔	20	91	12	86
監査役 兼松 久	22	100	14	100
監査役 田中 茂	21	95	14	100

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が２回ありました。

ロ．社外取締役の取締役会における発言状況

取締役 青木 孝一は戦略的企業経営の見地から、取締役 茶木 正安は金融面での豊かな知見に基づく企業経営の見地から、適宜発言を行なっております。

ハ．社外監査役の取締役会及び監査役会における発言状況

監査役 廣瀬 稔及び監査役 兼松 久は主として公認会計士としての専門的見地から、監査役 田中 茂は主として弁護士としての専門的見地から適宜発言を行なっております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び社外監査役とは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

5．会計監査人の状況

⑴ 名称

有限責任監査法人　トーマツ

⑵ 報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

公認会計士法(昭和23年法律第103号)第２条第１項の業務に係る報酬等の額	30,800千円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　30,800千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

⑶ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定します。

⑷ 会計監査人が受けた過去２年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

6．業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針に関し、次のとおり決議しております。

⑴ 当社及び子会社からなる企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

① 当社及び子会社からなる企業集団（以下「当企業グループ」という）のコンプライアンス体制に係るマニュアルの整備、充実に努め、取締役及び使用人が法令・定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための規範とする。また、その充実を図るため、コンプライアンス担当取締役を置き、当該取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、定期的に会合を開き、コンプライアンス問題に対する対応を行なう。なお、委員会の参加者は、コンプライアンス委員長が当企業グループの取締役及び使用人から指名をもって決定する。

② 経営管理部においてコンプライアンスの取組みを横断的に総括することとし、監査室は、経営管理部と連携のうえコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

③ 法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行なう手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

⑶ 当企業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害、品質及び情報セキュリティー等に係るリスクについては、それぞれの担当部署、委員会にて規則、ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配付等を行なうものとし、当企業グループにおける組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は経営管理部が行なうものとする。

⑷ 当企業グループの取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

① 当社の社内の規定に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行なわれる体制をとるものとする。

② 子会社については自律的経営を基礎としつつ、当社は、関係会社管理規程に基づき、営業成績、財務状況、その他の重要な情報について定期的に報告を受けるものとし、一定の事項について子会社の取締役会決議前に当社関係部署に承認を求め、または報告することを義務づけ、一定の基準に該当するものは当社取締役会に付議するものとする。

⑸ 当企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

① 当社のコンプライアンス担当取締役を当企業グループの内部統制の整備に関する責任者とする。

② 経営管理部を子会社管理の統括部門とし、関係会社管理規程の整備・見直しを通して、当企業グループの内部統制の充実に努める。

⑹ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役の職務を補助する使用人を配置できるものとする。

② 前号の使用人の配置にあたっては必要な知識・能力を備えた専任または兼任の適切な員数を確保するものとし、人事異動その他の事項については、事前に監査役会と協議するものとする。

③ 第1号の使用人の業務に関して監査役から指示を受けた時は、専らその指揮命令に従う体制を整備する。また、その業務の遂行にあたり、社内の各会議体への出席等（監査役の代理出席を含む）、執行部署の協力体制を確保する。

⑺ 当企業グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当企業グループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当企業グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告するものとする。なお、当該報告をしたことを理由として、報告をした者が不利な取り扱いを受けないものとする。

⑻ その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

① 監査役会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。

② 監査役は、その職務の執行にあたり、必要に応じて社内の各会議体へ出席できるものとする。

③ 監査役の職務を執行する上で必要な費用の前払い等の請求について、当社は速やかに当該費用を支払うものとする。

⑼ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当企業グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を遮断することを基本方針とする。また、経営管理部を反社会的勢力排除に向けた統括部門とし、反社会的勢力による被害を防止するための情報収集を行なうため、福岡県企業防衛協議会及び警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟するほか、警察関係機関との情報交換や各種研修の参加等により連携を強化し、社内啓蒙活動に努める。

7．会社の支配に関する基本方針

買収防衛策の方針について特に記載すべき事項はありません。

8．剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆様に対する利益還元が経営の重要施策の一つであるとの認識に立ち、長期にわたる安定した配当を基本とし、内部留保金や業績なども勘案して配当を行なうこととしております。

なお、内部留保金については、仏壇・仏具販売の為の店舗新設・改装、墓石販売拡大のための霊園・墓所の確保及び企業提携の推進並びに新たな事業機会創出のための調査など、事業の拡大や事業の基盤強化のために効果的に投資してまいります。

当期の期末配当については平成27年５月12日の当社取締役会にて１株当たり３円75銭の配当を行なうことを決議する予定でおります。

既に平成26年12月１日に実施済みの中間配当金１株当たり３円75銭とあわせ、年間配当金は１株当たり７円50銭になります。

また、次期の配当については、中間配当金１株当たり３円75銭、期末配当金１株当たり３円75銭とし、年間配当金１株当たり７円50銭とする予定です。

（本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。）

貸 借 対 照 表

（平成27年３月31日現在）

（単位 千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	5,671,771	流動負債	4,619,925
現金及び預金	1,303,540	買掛金	596,255
受取手形	11,247	短期借入金	600,000
売掛金	658,301	１年以内返済予定の長期借入金	1,651,198
商品	3,196,736	リース債務	110,481
前渡金	5,150	未払金	427,323
前払費用	207,961	未払費用	153,071
繰延税金資産	67,841	未払消費税等	155,643
その他	222,991	前受金	714,634
貸倒引当金	△2,000	預り金	58,316
固定資産	11,943,999	賞与引当金	153,000
有形固定資産	2,610,598	固定負債	3,502,129
建物	559,901	長期借入金	2,570,970
造作	560,039	リース債務	229,017
構築物	75,251	退職給付引当金	29,410
機械及び装置	466	役員退職慰労引当金	149,601
什器備品	310,556	預り保証金	153,040
土地	1,047,213	資産除去債務	370,089
リース資産	57,170	負債合計	8,122,054
無形固定資産	162,655	（純資産の部）	
ソフトウェア	5,675	株主資本	9,158,212
リース資産	119,581	資本金	4,009,175
電話加入権	37,399	資本剰余金	1,523,679
投資その他の資産	9,170,745	資本準備金	1,072,348
投資有価証券	752,882	その他資本剰余金	451,330
関係会社株式	28,312	利益剰余金	3,797,307
関係会社出資金	7,527	その他利益剰余金	3,797,307
長期貸付金	160,718	買換資産圧縮積立金	7,209
長期前払費用	183,336	繰越利益剰余金	3,790,098
前払年金費用	57,252	自己株式	△171,950
繰延税金資産	121,581	評価・換算差額等	230,827
営業保証金	6,225,733	その他有価証券評価差額金	230,827
差入保証金	1,525,329	新株予約権	104,676
その他	1,070,650	純資産合計	9,493,716
貸倒引当金	△962,580		
資産合計	17,615,771	負債及び純資産合計	17,615,771

損 益 計 算 書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位 千円）

科目	金	額
売上高		19,314,994
売上原価		7,050,764
売上総利益		12,264,230
販売費及び一般管理費		11,228,760
営業利益		1,035,470
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	18,974	
受取家賃	252,827	
貸倒引当金戻入額	67,524	
その他	56,202	395,528
営業外費用		
支払利息	64,501	
賃貸費用	283,488	
その他	57,685	405,675
経常利益		1,025,324
特別利益		
新株予約権戻入益	3,807	3,807
特別損失		
固定資産売却損	4,828	
減損損失	163,729	
投資有価証券評価損	305	168,863
税引前当期純利益		860,268
法人税、住民税及び事業税	192,454	
法人税等調整額	251,919	444,374
当期純利益		415,894

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位　千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					買換資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,988,279	1,051,452	451,330	1,502,783	8,053	3,457,509	3,465,562	△171,633	8,784,992
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	－	－	94,672	94,672	－	94,672
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,988,279	1,051,452	451,330	1,502,783	8,053	3,552,182	3,560,235	△171,633	8,879,664
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	20,896	20,896	－	20,896	－	－	－	－	41,792
買換資産圧縮積立金の取崩	－	－	－	－	△843	843	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△178,821	△178,821	－	△178,821
当期純利益	－	－	－	－	－	415,894	415,894	－	415,894
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	△316	△316
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	20,896	20,896	－	20,896	△843	237,916	237,072	△316	278,548
当期末残高	4,009,175	1,072,348	451,330	1,523,679	7,209	3,790,098	3,797,307	△171,950	9,158,212

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	78,781	78,781	64,305	8,928,079
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	94,672
会計方針の変更を反映した当期首残高	78,781	78,781	64,305	9,022,751
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	－	－	－	41,792
買換資産圧縮積立金の取崩	－	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	△178,821
当期純利益	－	－	－	415,894
自己株式の取得	－	－	－	△316
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	152,046	152,046	40,370	192,416
当期変動額合計	152,046	152,046	40,370	470,964
当期末残高	230,827	230,827	104,676	9,493,716

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月８日

株式会社はせがわ
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　青　野　　弘　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　野　澤　　啓　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社はせがわの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月11日

株式会社　はせがわ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）	廣　瀬　　稔	㊞
社外監査役	兼　松　　久	㊞
社外監査役	田　中　　茂	㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）当社の事業の多様化に対応するため、事業の目的事項を追加するものであります。

（２）平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）によって、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことにより、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行なわない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を充分発揮できるよう、また、今後の適任者の招聘に資するため、定款第27条と第36条の一部を変更するものであります。

なお、定款第27条の変更に関しましては各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）～（28） （条文の記載を省略） （新　設） （29）（条文の記載を省略）	（目的） 第２条　（現行どおり） （１）～（28） （現行どおり） （29）貨物利用運送事業・運送取次事業 （30）（現行どおり）
（取締役の責任免除） 第27条　（条文の記載を省略） ２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。	（取締役の責任免除） 第27条　（現行どおり） ２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役の責任免除） 第36条　（条文の記載を省略） ２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。	（監査役の責任免除） 第36条　（現行どおり） ２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第２号議案　取締役８名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（８名）が任期満了となります。

つきましては、取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	長谷川　房生（はせがわ　ふさお） （昭和21年11月15日）	昭和47年４月　富士ゼロックス株式会社入社 昭和49年５月　当社入社 昭和57年12月　同取締役（非常勤） 昭和59年１月　同専務取締役 平成７年１月　同専務取締役 営業本部長 平成11年６月　同専務取締役 商品本部長兼 海外事業本部長 平成13年７月　同専務取締役 執行役員 経営開発部・人材開発部担当 平成16年１月　同専務取締役 執行役員 経営開発部担当 平成18年６月　同取締役副社長 執行役員 管理本部長 平成19年６月　同代表取締役副社長 平成20年４月　同代表取締役社長 平成21年８月　同代表取締役社長 執行役員 マーケティンググループ長 平成22年４月　同代表取締役社長 平成26年６月　同代表取締役会長（現任）	527,985株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2	井上 健一（いのうえ けんいち） （昭和25年2月18日）	昭和47年４月　株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行 平成14年３月　ポケットカード株式会社 専務執行役員 平成15年12月　当社入社 平成16年７月　同執行役員 商品担当 平成17年６月　同取締役 執行役員 営業企画部長兼商品部担当 平成17年７月　同取締役 執行役員 商品本部長 平成20年７月　同取締役 執行役員 営業グループ長兼商品グループ長 平成22年４月　同取締役 執行役員 営業支援グループ長 平成24年６月　同取締役副社長 執行役員 寺社聖石グループ長 平成26年６月　同代表取締役社長（現任）	12,600株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	江崎 徹（えざき とおる） （昭和34年11月8日）	昭和58年４月　当社入社 平成９年４月　同営業企画室長 平成13年４月　同経営開発部長 平成19年１月　同葬儀紹介推進部長 平成21年４月　同理事 経営企画部長 平成21年６月　同執行役員 経営企画部長 平成22年４月　同執行役員 営業グループ長 平成23年４月　同執行役員 マーケティンググループ長兼アジア部長 平成23年６月　同取締役 執行役員 マーケティンググループ長兼アジア部長 平成24年７月　同取締役 執行役員 マーケティンググループ長兼営業企画部長 平成26年１月　同取締役 執行役員 マーケティンググループ長兼 経営改革推進室担当 平成26年６月　同取締役副社長 執行役員 マーケティンググループ長 平成27年４月　同取締役副社長 執行役員 マーケティンググループ長兼 未来開発部担当（現任）	7,500株
4	川江 充（かわえ みつる） （昭和29年１月10日）	昭和51年４月　山一證券株式会社入社 平成10年４月　日本テレコム株式会社（現・ソフトバンクモバイル株式会社）入社 平成16年５月　当社入社 平成18年４月　同経営企画部長 平成21年４月　同理事 東京営業部 千葉第２エリア穴川店 店長 平成21年10月　同理事 葬祭事業グループ 開発部長 平成22年４月　同理事 経営改革推進室長 平成24年４月　同理事 営業支援グループ副グループ長兼経営改革推進室長 平成24年６月　同取締役 執行役員 営業支援グループ長兼経営改革推進室長 平成25年10月　同取締役 執行役員 営業支援グループ長 平成26年６月　同常務取締役 執行役員 営業支援グループ長（現任）	2,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5	堀尾淳美（ほりおあつみ） （昭和32年2月9日）	昭和56年４月　株式会社福岡銀行入行 平成22年３月　当社入社 平成24年４月　同経営管理部長 平成25年６月　同執行役員 経営管理部長 平成26年１月　同執行役員 マーケティンググループ副グループ長 平成26年３月　同執行役員 マーケティンググループ副グループ長兼東京営業部長 平成26年６月　同取締役 執行役員 マーケティンググループ副グループ長兼東京営業部長兼商品部担当（現任）	2,000株
6	中谷泰文（なかたにやすふみ） （昭和34年11月16日）	昭和58年４月　株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行 平成24年11月　当社入社 執行役員 寺社聖石グループ副グループ長 平成25年６月　同執行役員 寺社聖石グループ副グループ長兼納骨堂開発部長 平成26年４月　同執行役員 寺社聖石グループ副グループ長兼屋内墓苑部長 平成26年６月　同取締役 執行役員 寺社聖石グループ長（現任）	4,800株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
7	青木孝一（あおき こういち） （昭和24年11月2日）	昭和47年４月　株式会社日本リクルートセンター（現・株式会社リクルートホールディングス）入社 昭和53年11月　株式会社ルーデンス設立 代表取締役 昭和58年４月　株式会社フォーラム設立 代表取締役 昭和60年４月　株式会社コミュニケーション・アーツ（平成6年にコズミックアート株式会社に社名変更）設立 代表取締役 平成21年６月　当社取締役（現任） 平成26年10月　コズミックアート株式会社を株式会社ライフワークス・ラボに改組 取締役（現任）	－
8	茶木正安（さき まさやす） （昭和21年7月17日）	昭和44年４月　株式会社日本不動産銀行（現・株式会社あおぞら銀行）入行 平成４年６月　同取締役東京支店長 平成８年６月　同常務取締役 平成10年６月　同専務取締役 平成11年11月　株式会社ＣＳＫ 理事 平成12年11月　三洋信販株式会社 専務執行役員 平成15年７月　フィッチ・レーティングス・ジャパン ＣＥＯ 平成18年４月　株式会社福岡リアルティ 顧問 平成18年６月　同代表取締役社長 平成18年７月　福岡リート投資法人 執行役員 平成24年６月　当社取締役（現任） 平成24年６月　株式会社福岡リアルティ 取締役会長 平成26年６月　株式会社福岡リアルティ 顧問（現任） 平成26年６月　株式会社ファルコン・コンサルティング 上席顧問（現任）	－

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．「所有する当社株式の数」については、平成27年５月19日現在の所有株式数を記載しております。
３．取締役候補者　青木孝一氏と茶木正安氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は、両氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

4．上記２氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

⑴　青木孝一氏は、長年、経営コンサルティング会社の代表取締役を務め、現在も株式会社ライフワークス・ラボの取締役を務めており、戦略的企業経営における豊かな知識と高い技術を有しており、当社の経営体制が更に強化されるものと判断し選任をお願いするものであります。

⑵　茶木正安氏は、株式会社日本不動産銀行（現・株式会社あおぞら銀行）の専務取締役、フィッチ・レーティングス・ジャパンのＣＥＯ等を歴任し、金融面での高い見識を有しており、また国内外のファイナンスにも精通していることから、当社の健全な企業経営が更に強化されるものと判断し、選任をお願いするものであります。

5．青木孝一氏及び茶木正安氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって青木孝一氏が６年、茶木正安氏が３年となります。

6．当社は、青木孝一氏及び茶木正安氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づく任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、青木孝一氏及び茶木正安氏の再任が承認された場合、両氏との当該契約を継続する予定であります。
ただし、当該契約に基づく限度額は、法令の定める最低責任限度額とします。

第３号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役　田中　茂氏は任期満了となります。

つきましては、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
田中（たなか）　茂（しげる） （昭和22年12月４日）	昭和52年４月　弁護士登録　第一東京弁護士会入会 平成13年４月　サンライズ法律事務所開設共同参加（現任） 平成18年４月　第一東京弁護士会副会長 平成20年４月　財団法人日本法律家協会評議員 平成22年４月　日本弁護士連合会常務理事 平成23年６月　当社監査役（現任）	－

（注）１．監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．「所有する当社株式の数」については、平成27年５月19日現在の所有株式数を記載しております。

３．田中茂氏は、社外監査役候補者であります。

４．田中茂氏には、長年の弁護士の経験をもとに様々な経営判断において高度な法律面からのアドバイスをいただいております。

５．田中茂氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって４年間であります。

６．当社は、田中茂氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づく任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。
ただし、当該契約に基づく限度額は、法令の定める最低責任限度額とします。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項に基づき、予め補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
葉山順一（はやまじゅんいち） （昭和25年３月29日）	昭和47年４月　富士ゼロックス株式会社入社 平成７年11月　同大阪営業事業部 営業計画部長 平成11年１月　同大阪営業事業部 営業管理部長 平成18年４月　同情報システム部 営業情報管理部長 平成19年10月　富士ゼロックス埼玉株式会社入社 平成23年５月　当社入社 平成26年４月　同営業企画部 スタッフ（現任）	－

（注）１．補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．「所有する当社株式の数」については、平成27年５月19日現在の所有株式数を記載しております。

第５号議案　取締役にストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社の取締役の報酬額は、平成25年６月20日開催の第47期定時株主総会において、年額400,000千円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいておりますが、会社法第361条第１項の規定に基づき、以下の要領により、取締役に対し報酬とは別枠で、年額100,000千円の範囲内で報酬等として、ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、本総会において第２号議案「取締役８名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は８名（うち社外取締役は２名）となります。

１．新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、企業価値の増大を図ることを目的としてストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

２．新株予約権の内容

⑴　新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式500,000株を本総会開催日の翌日以降１年間に発行する新株予約権の行使により交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、新株予約権発行日（以下「発行日」という。）後に当社が株式分割又は株式併合を行なう場合には、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生じる１株未満の端数は切捨てるものとする。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、発行日後に当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行ない本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行なう場合には、当社は必要と認める目的たる株式の数の調整を行なうものとする。

⑵　新株予約権の総数

5,000個を本総会開催日の翌日以降１年間に発行する新株予約権の上限とする（新株予約権１個当たりの目的たる株式の数100株。ただし、⑴に定める株式の数の調整を行なった場合には、同様の調整を行なう。）。

⑶　新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

⑷　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される１株当たりの払込金額に⑵に定める新株予約権１個の株式数を乗じた金額とする。

１株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行なう場合には、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、発行日後に当社が時価を下回る価額で、新株を発行又は自己株式の処分を行なう場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）には、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数＋新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行なう場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行ない本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行なう場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行なう。

⑸　新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から５年以内とする。

⑹　新株予約権の行使の条件

①　新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役たる地位を失った場合に権利行使権を失効するものとする。ただし③に掲げる「新株予約権割当契約」に定める特例の場合を除く。

②　新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとする。

③　その他の条件については、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。

⑺　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①　新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときはその端数を切上げるものとする。

②　新株予約権の行使による株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑻　譲渡による新株予約権の取得についての制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会決議による承認を要するものとする。

⑼　新株予約権の取得

①　当社は、新株予約権者が⑹に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

②　当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案又は株式移転承認の議案が株主総会で承認された場合には、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑽　新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

⑾　その他

本新株予約権の細目事項については、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

第６号議案　使用人にストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の使用人に対しストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

１．特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、企業価値の増大を図ることを目的としてストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

２．本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

⑴　新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式200,000株を本総会開催日の翌日以降１年間に発行する新株予約権の行使により交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、新株予約権発行日（以下「発行日」という。）後に当社が株式分割又は株式併合を行なう場合には、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生じる１株未満の端数は切捨てるものとする。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、発行日後に当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行ない本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行なう場合には、当社は必要と認める目的たる株式の数の調整を行なうものとする。

⑵　新株予約権の総数

2,000個を本総会開催日の翌日以降１年間に発行する新株予約権の上限とする（新株予約権１個当たりの目的たる株式の数100株。ただし、(1）に定める株式の数の調整を行なった場合には、同様の調整を行なう。）。

⑶　新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

⑷　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される１株当たりの払込金額に⑵に定める新株予約権１個の株式数を乗じた金額とする。

１株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行なう場合には、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、発行日後に当社が時価を下回る価額で、新株を発行又は自己株式の処分を行なう場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）には、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数＋新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行なう場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行ない本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行なう場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行なう。

⑸　新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から５年以内とする。

⑹　新株予約権の行使の条件

①　新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、使用人又は当社と契約を締結している取引先等（取引先及び顧問）であることを要する。

②　新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとする。

③　その他の条件については、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。

⑺　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①　新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときはその

端数を切上げるものとする。

② 新株予約権の行使による株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑻ 譲渡による新株予約権の取得についての制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会決議による承認を要するものとする。

⑼ 新株予約権の取得

① 当社は、新株予約権者が⑹に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案又は株式移転承認の議案が株主総会で承認された場合には、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑽ 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

⑾ その他

本新株予約権の細目事項については、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

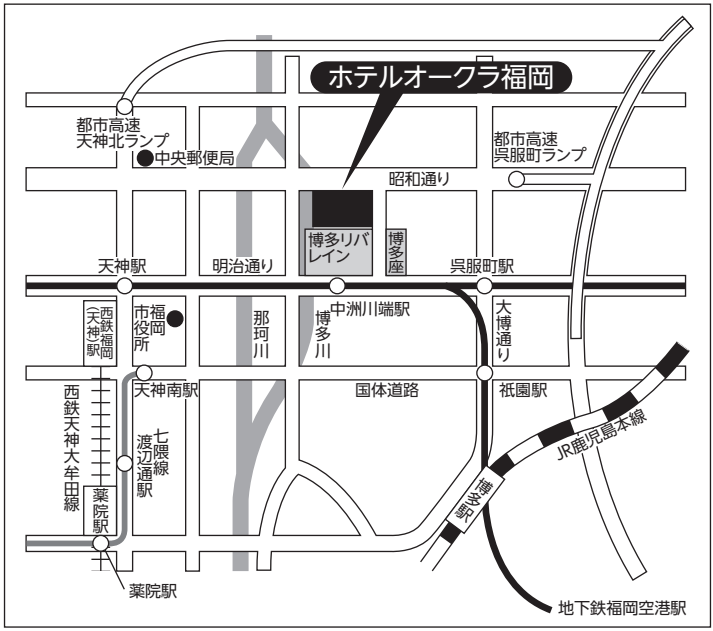
以上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

福岡市博多区下川端町３番２号
ホテルオークラ福岡　４階　平安の間Ⅲ
TEL（092）262−1111



※JR博多駅から
　地下鉄　　所要時間約５分「中洲川端」駅直結
　　（川端口改札を出て６番出口）
　タクシー　所要時間約10分
※福岡空港から
　地下鉄　　所要時間約10分「中洲川端」駅直結
　　（川端口改札を出て６番出口）
　タクシー　所要時間約20分
※西鉄福岡（天神）駅から
　徒歩　　所要時間約15分

FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを採用しています。